

令和元年第 10 回

# 荒川区教育委員会定例会

令和元年 5 月 24 日

於 ) 第四峡田小学校 ランチルーム

荒川区教育委員会

令和元年荒川区教育委員会第10回定例会

|        |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時  | 令和元年5月24日                                                                                                                                             | 午後2時20分                                                                                                                                          |
| 2 場 所  | 第四峡田小学校 ランチルーム                                                                                                                                        |                                                                                                                                                  |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>委 員<br>委 員<br>委 員                                                                                                                            | 高 梨 博 和<br>高 野 照 夫<br>小 池 寛 治<br>小 林 敦 子                                                                                                         |
| 4 欠席委員 | 教育長職務代理者                                                                                                                                              | 坂 田 一 郎                                                                                                                                          |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教 育 総 務 課 長<br>教 育 施 設 課 長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教 育 セ ン タ ー 所 長<br>生 涯 学 習 課 長<br>ゆいの森課長<br>地域図書館課長<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>加 藤 弘<br>小 堀 明 美<br>瀬 下 清<br>飯 田 秀 男<br>漆 畑 研 太<br>小 林 弘 幸<br>成 瀬 慶 亮<br>大久保 和 彦<br>寺 本 英 雄<br>小 川 綾 一<br>早 坂 利 春<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 2 0 号 令和 2 年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について

( 2 ) 報告事項

ア 第 1 2 回柳田邦男絵本大賞の実施について

イ 荒川区立中学校における部活動に関する方針の作成について ( 最終報告 )

ウ 令和元年度荒川区登録・指定文化財諮問 ( 案 ) について

エ 伝統工芸技術継承者育成支援事業の中止について

( 3 ) その他

○教育長 ただいまから教育委員会令和元年第１０回定例会を開催させていただきます。

初めに出席者数の御報告でございます。本日、４名出席となっております。

議事録の署名委員につきましては、小池委員、小林委員、御兩名にお願いしたいと存じます。

２月８日開催の第３回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間、御確認をさせていただいたところでございます。本日、委員の皆様から特段御意見等なければ、承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 それでは、承認いたします。

また、２月２２日開催の第４回定例会の議事録を机上に配付させていただいてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたします。次回までに御確認いただきまして、お気付きの点等につきまして、事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は審議事項１件、報告事項４件となっております。

初めに、議案第２０号「令和２年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」ですが、本件につきましては、教科用図書採択の公正を確保する必要がありますため、会議規則第１１条の規定及び荒川区立学校教科用図書採択要綱第７条により会議を非公開とし、議事録及び資料については、採択が終了するまで時限秘とすることとしたいと思いますますが異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 異議ないものと認めます。議案第２０号については会議を非公開とし、議事録及び資料については採択が終了するまで時限秘とします。指導室長から説明をお願いします。

○指導室長 それでは、議案第２０号「令和２年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」、御説明をさせていただきます。

提案理由でございます。令和２年度から使用いたします小学校教科用図書の採択に向けまして、教科用図書の調査研究に当たる選定調査会の委員を委嘱するものでございます。

この選定調査会につきましては、荒川区立学校教科用図書採択要綱の第５条、教科用図書選定調査会の構成におきまして、選定調査会は学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者の委員１０名以内をもって構成し、教育委員会が委嘱することとなっております。この要綱に基づきまして、令和２年度使用小学校教科用図書選定調査会委員を選出したものでございます。

まず、学識者２名でございます。佐藤隆之 早稲田大学教育・総合科学学術院教授でござ

います。もうお一方、山本豊 東京福祉大学短期大学部こども学科教授。

次に地域関係者2名でございます。八木敦子 保護司 東京国際外語学院校長。もう一方、郷田敏子 主任児童委員 学校評議員。

次に保護者代表2名でございます。石橋尚樹 小学校PTA連合会会長（第四峡田小学校PTA会長）。光永太郎 小学校PTA連合会副会長（第六瑞光小学校PTA会長）。

最後に学校関係者2名でございます。大橋昭彦 小学校校長会会長（尾久小学校長）でございます。天野英幸 小学校校長会（汐入東小学校長）でございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御意見等ありましたら、お願いいたします。

それでは私から。瀬下室長、特に佐藤先生と山本先生について御説明をお願いできますか。

○指導室長 早稲田大学の佐藤教授につきましては、これまでも荒川区における教科書採択の選定調査会、平成24年度から副会長、また27年度におきましては会長、28年度また会長ということで、これまで荒川区の教科書採択、また荒川区の教育について、いろいろ御認識していただいて、御協力いただいている先生でございます。専門分野におきましては、現代幼児教育について専門の研究をされてございます。また、日本デュイ学会などにも所属され、著作もたくさんございます。

山本教授でございます。もともと教員を経験され、千代田区立千代田小学校長、千代田幼稚園長を経験され、渋谷区の指導室長を経験されております。荒川区におきましては、これまで29年度では校長・園長研修会の講師、30年度は副校長研修会の講師、学力向上のための調査に係る業務委託提案評価委員会の委員としても御協力願っているところでございます。北区教育委員会のさまざまな事業にかかわっていらっしゃいます。例えば新たな北区教育ビジョン策定のための有識者委員、また北区における小中一貫教育モデル事業の委員長、また、今、継続して行われている北区のいじめ問題対策委員会の委員長でもあられ、大変見識の深い先生でございます。

以上でございます。

○教育長 両先生とも荒川区教育委員会にとって深くかわり合いを持っていただいて、なおかつ、教科用図書の調査研究をしていただくのにふさわしい教育的な見識もお持ちの方ということですね。

○小林委員 少しだけ補足です。早稲田大学の佐藤先生ですが、御専門は幼児教育も領域ですが、特に初等教育の御専門でいらっしゃいまして、学会であるとか、あるいは教育実践でも非常に活躍をされておられる先生です。また、荒川区の事情に関しても了解をされていらっしゃる先生ですので、お引き受けいただけて本当によかったと思います。

○教育長 そのほか、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようであれば、質疑を終了とさせていただきます。

議案第20号につきまして、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長 討論を終了いたします。

議案第20号につきまして、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長 異議ないものと認め、議案第20号「令和2年度から使用する小学校教科用図書の採択に係る選定調査会の委員の委嘱について」は、原案のとおり決定といたします。

続きまして、報告事項に移ります。「第12回柳田邦男絵本大賞の実施について」。

ゆいの森小林課長、説明をお願いします。

○ゆいの森課長 「第12回柳田邦男絵本大賞の実施について」、御報告いたします。

子どもから大人まで本に親しむきっかけをつくることを目的としまして、第12回柳田邦男絵本大賞を実施するものでございます。

平成20年度に第1回が開催され、今年12回目を迎えます。

募集概要でございます。募集作品につきましては、例年どおりですが、自分が読んだ絵本の感動、他人に伝えたい絵本の感想、子どもに対する読み聞かせ体験など、幅広い内容について、柳田先生に送る手紙形式として書いたものを応募するものでございます。

募集部門につきましては、子どもの部（中学生以下）、一般の部、二つに分けて実施するものでございます。

募集期間でございますが、例年7月の中旬より始めていましたが、今年度につきましては7月1日から、一定の募集期間をとりたいという目的から半月ほど早めに募集を開始したいと思っております。

応募方法につきましては、例年同様でございます。子どもの部、400字から800字、一般の部、800字から1,600字の様式で、持参、郵送、メール、いずれかの方法で図書館への応募をしていただきたいと思いますと思っております。

小学校につきましては、学校の方で取りまとめいただいた上で、提出いただく予定でございます。

審査につきましては資料のとおりで一次選考、ゆいの森課の事務局、二次選考で柳田先生に御審査をいただく予定です。

ポスター・チラシの配布につきましては、6月下旬ごろから各校に配布をさせていただきたいと思っております。

受賞者の決定は、１２月中旬ごろに受賞作品を決定し、受賞者に連絡する予定でございます。

（９）賞でございますが、こちらは少し昨年と変えてございます。子どもの部につきましては、点数、賞品等を若干充実させているところでございます。大賞、優秀賞１点と３点は変わらないのですが、佳作については３点から５点に増やしてございます。

また、賞品ですが、昨年度の大賞は図書カード３，０００円だったものを５，０００円に、また優秀賞は図書カード２，０００円だったものを３，０００円に変更してございます。努力賞につきましては、表彰状とクリエカードだけでしたが、今回、図書カード５００円も賞として贈呈する予定にしております。

また、参加賞につきましても、昨年度同様、応募された子どもたちには全員参加賞を贈呈する予定になっています。

裏面を御覧ください。一般の部につきましては、昨年度と変更してございます。

こちらは少し点数を減らしてございます。大賞１点は変わりませんが、優秀賞を３点から１点、また佳作３点から２点に変更してございます。

また、賞品等につきましても、図書カード１万円という賞品でございましたけれども、これを５，０００円に。図書カードにつきましては５，０００円から３，０００円に、また佳作につきましては、図書カード２，０００円から１，０００円にということで、これは子どもの部と一般の部の図書カードの額については、同様な形にさせていただいております。

点数につきましては、昨年度は一般の部７点のものを４点に減らし、子どもの部につきましては、１７点のものを１９点に増やしているという状況でございます。

応募者増に向けた取組でございますが、一般の部につきましては、学校司書、学校図書館ボランティアの方に周知を図るほか、おはなし会等の図書館イベントに参加する方、読み聞かせボランティアの団体等、また、保育園の先生、幼稚園の先生等に周知をしていきたいと思っております。

また、子どもの部につきましては、子ども向けの図書館イベントで参加者への周知のほか、例年お願いをさせていただいていますが、校長会の方で御依頼をさせていただきまして、応募の働きかけをさせていただきたいと思っております。

表彰式につきましては、来年、令和２年１月３１日を予定してございます。

今後の予定につきましては、記載のとおりとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小池先生、いかがでしょうか。

- 小池委員 問題ないと思います。大いに勧めていってほしいなと思います。
- 教育長 前回、絵本大賞の実施状況報告をさせていただいたときに、中学生の応募をもうちょっと奨励してはどうかというところがあって、小学校は学校で取りまとめているんですが、中学校も学校で取りまとめてもらったらいかがですか。
- ゆいの森課長 そうですね、昨年、第七中学校は学校で取りまとめていただいて、応募していただいております。基本的に今年、少し早めたのもあるので、個別に校長先生の方をお願いというか、アプローチをさせていただきたいと思っております。
- 教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、この件については報告了承とさせていただきます。  
続きまして、「荒川区立中学校における部活動に関する方針の作成について（最終報告）」を議題といたします。  
瀬下室長、説明をお願いいたします。
- 指導室長 それでは、荒川区中学校における部活動に関する方針（最終報告）につきまして、御説明をさせていただきます。  
初めに、作成の目的でございます。中学校における部活動が、地域、学校、活動の内容等に応じた多様な形で適切に実施することを目指すものでございます。  
最終報告の作成に至るまでの経緯でございます。平成30年3月にスポーツ庁より、運動部活動の在り方についてのガイドラインが策定されまして、1日の練習時間や休養日の設定などについて示されてございます。  
30年4月には、東京都教育委員会が運動部活動の在り方の方針を出しまして、各区市町村に対しまして、このスポーツ庁から出ております運動部活動の在り方ガイドラインにのって、部活動の在り方について検討するよう示されました。  
続いて平成31年1月には、文化庁より文化部活動の在り方についてのガイドラインが出されまして、文化部活動の特性を踏まえたガイドラインが示されてございます。  
それを受けまして、平成31年3月に、東京都教育委員会より文化部活動の在り方の方針が出まして、区市町村に対しまして、文化部活動の在り方に関する方針を策定するように示された流れでございます。  
次に、最終報告の概要でございます。項目は全部で7項目でございます。一つ目が、「本方針策定の趣旨等」でございます。本方針は、中学校段階の部活動、地域、学校、活動の内容等に応じた多彩な形で適切に実施することを目的にしている、目指すものでございます。  
二つ目が、「適切な運営のための体制整備」でございます。校長は、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行うものでございます。

三つ目は、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」でございます。部活動顧問は、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要である、といった正しい理解をするとともに、生徒とコミュニケーションを十分に図ること、また、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行うというものでございます。

四つ目は、「適切な休養日等の設定」でございます。学期中は、週当たり2日以上休養日を設けると。休養日が確保できなかった場合につきましては、他の日に振りかえるといったものでございます。

五つ目は、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」でございます。多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、レクリエーション志向で行うといった内容で、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものを考えるというものでございます。

六つ目は、「学校単位で参加する大会等の見直し」でございます。校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するものでございます。

最後、七つ目でございます。「教育委員会の取組」でございます。教育委員会は、校長及び学校が行う改善に必要な支援等に取り組むものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

- 教育長 今回、あわせて本書も御用意してございますが、ただいまの説明いたしました概要と本書の内容も含めて、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

高野委員、いかがでしょうか。

- 高野委員 現在、報道によりますと、科目が膨らんで授業日数が圧迫されると、運動会の練習をしたりいろいろする時間を抑制するという兆しが見えてきたと。それに対して、これは今ざっと読んでいただいたところによると、のっとっているように思います。といいますのは、子どもたちの要求、先生方から見た子どもたちに対する判断、それを非常にフレキシブルな対応ができるようになっておりますので、今、見たところではよくできている、なるほどなと思った次第です。

以上です。

- 教育長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

- 小林委員 部活は非常に重要なものだと思いますし、日本の教育にとりまして一つの特徴であると思うのです。ただ、現実問題とすると、先生方にとってもかなり負担になっているというのは事実でございまして、私のところの卒業生も教師になっているのですが、話を聞くと、やはり部活が非常に負担であるという意見もよく聞きます。その意味で、このように部活動

に関して休養日を設けるということは重要かと思います。特に先生方の働き方改革ということで進めておりますことについても、この方針が非常に重要だと思っております。以上です。

- 指導室長 今、小林先生から御指摘いただきました、やはり過度の負担というものの、働き方改革の一環ということで、部活動の見直しについては全国的にも叫ばれておりまして、荒川区におきましても教員の負担感、また生徒さんへも無理な、過度な練習にならないようにということを考えまして、今回の最終報告をつくらせていただいた次第でございます。

- 教育長 ほかにいかがでしょうか。

小池委員、どうぞ。

- 小池委員 今までの話を聞いていると、もっともなのですけども、考えてみたら、人生の中でクラブ活動で伸びていくというのは、やはり中学生のときなのですよ。自分自身を振り返っても、中学生のときに9人制のバレーだったのですけど、市で優勝して、県で優勝した。ほとんど365日間、毎日、雨の日も廊下でトスの練習をして、窓ガラス割って叱られて立たされたり、そういうこともありましたが、安全という面からいくと生徒や顧問の負担が過度になってはいけないというのはあるけれども、やはり人生でどこかでもうギリギリで努力するとか、何かにしがみついても頑張るということは大切なですよ。プロになる必要はないけれども、そういう面のバランスをとって考えないといけない。それからブラスバンドを見ても、荒川区は結構いい線行っている中学校はあるですよ。だから、そういうところで大いに頑張ってもらいたい。顧問の方に頑張ってもらいたい。生徒も頑張ってもらいたい。こういう時期が人生の中にあってもいいのではないかというのが、私の意見です。

- 指導室長 今、小池先生のお考えも大変重要な視点でございまして、青春の真ただ中にある中学生にとって、情熱を傾けるときというのは大事かと思います。また参考にしながら、校長会とも相談しながら、そういった情熱を傾けられるような部活動の工夫も考えていきたいと思えます。

- 高野委員 僕は運動、スポーツを通して肉体の限界、精神的な限界までやりました。その気持ちは人生においてとても大切なことで、中学生はそれを育成する段階なのですね。そのところが大変難しいと思います。この制度の二ーズを考えたり、先生の立場、働き方改革という立場から見ると、非常にフレキシブルだと思いますが、勉強でも何でも構わないのですけれども、やはり限界に挑んできた経験があるので、これを子どもたちにも知ってほしいなと思います。そうすると、将来役に立つと思うのです、大きくなってから。だから、小池先生の意見と本当に同じことなのですけども、つけ加えれば、そう思います。

- 教育長 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、報告了承という形をとらせていただきますが、ただいま

いただいた御意見を踏まえて、運動部と文化部の部活動の改善を図ってまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

続きまして、「令和元年度文化財保護に関する諮問（案）について」を議題といたします。  
生涯学習課長、説明をお願いいたします。

- 生涯学習課長 本件につきましては、令和元年度荒川区登録指定文化財候補について、荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

文化財保護審議会の日時でございます。令和元年5月29日水曜日、13時からを予定しております。

諮問事項でございます。（１）で登録文化財について3件、（２）で指定文化財について2件を予定しております。詳細につきましては、ふるさと文化館の総括学芸員であります野尻の方から説明を申し上げます。お願いします。

- 総括学芸員 それでは、野尻から登録指定文化財の候補の内容について御説明させていただきます。御手元に文章の資料と写真を用意してございますので、両方を見ながらお聞きください。

それでは、登録文化財候補。有形文化財、古文書、延命院文書。こちらは西日暮里三丁目の延命院、夕やけだんだんのあたりにあるお寺さんでございます。こちらのお寺は日蓮宗ですが、慶安元年、四代將軍徳川家綱の乳母、三沢局が開基となり、七面明神の別当寺として日長が開創したお寺でございます。寛政11年から明治28年にわたり、寺の由緒に関するものですとか、境内の作事、作事というのは、建物を建てたり、修復することを言います。願書などを含む26点からなります。写真を御覧になっていただけますでしょうか。こちらは明治時代の由緒書きですが、こちらの文書を読みますと、徳川家綱の乳母である三沢局というのは、実は春日局から推挙された乳母でして、御主人が小堀遠州という、庭づくりですとか城づくりに長けた大名でございます。この延命院は大奥との関係性が非常に知られているところでした、時代劇ですとか小説などにもよく取り上げられているお寺でございます。こちらの古文書、26点を候補にしたいと思います。

続きまして有形文化財、歴史資料、日枝神社棟札（嘉永六年六月吉祥日銘）こちらは南千住六丁目の素盞雄神社が管理している棟札でございます。嘉永6年6月の日枝神社の社殿修理の時に作られた棟札です。実は平成29年に、隅田川沿いにあります日枝神社の修理をしましたところ、社殿の中からこちらの写真、これは非常に大型のものでして、1メートルぐらいあります。この棟札が確認されました。その前に平成15年度に、登録有形文化財となりました同じ嘉永6年10月、銘の修理棟札、これが恐らく関連する棟札であろうということで、両方を比較しながら今回調査をさせていただきます。ちなみに、同じ年に2枚、な

ぜ棟札があるかということですが、まず、社殿を修理いたしました、恐らくその後、水害等何かあったと思われ、その10月までにもう一度手を加えたものであろうと考えております。こちらの棟札2点、素盞雄神社が今、保管しておりますので、文化財保護審議会の先生方に両方比較しながら見ていただく予定でございます。

続きまして、無形文化財、工芸技術、木版画摺。町屋三丁目にお住まいの松崎浩繁さん、50歳になられます。町屋の出身の方で、お父様、啓三郎さんは区指定無形文化財の保持者でございます。お父様の下で修業しまして、木版画摺の技術を修得し、復刻の浮世絵ですとか、現代版画などの摺りを手がけております。写真を御覧になっていただきますと、右側にありますのは、文化館のギャラリーで展示させていただきました、鈴木春信の復刻版画になります。

続きまして、指定文化財の候補になります。有形文化財、建造物、石浜神社鳥居（安永8年銘）でございます。石浜神社は南千住三丁目の白鬚橋の近くにある大きな神社でございます。写真を御覧になっていただけますでしょうか。こちらの鳥居ですが、安永8年に中島四郎次郎延貞が建立したと銘文にございます。また、銘文の文章は三島景雄、賀茂真淵の門人として知られている人の書になります。

二つ大きな鳥居がございまして、寛延2年の銘の鳥居につきましては、平成26年度に区の指定文化財になっております。この鳥居につきましては、高さ約5メートルほどあります。巨大な石造の鳥居ですが、都内でもこれだけの大型の近世の鳥居は珍しいものです。それと、鳥居の形式、石浜鳥居という石浜神社の名前がついているくらい、特異な形態を持っております。先生方からも指定文化財になっていない安永8年の鳥居も調査をするようにと、御意見をいただいております。こちらの調査をする予定でございます。

続きまして無形文化財、工芸技術、つまみかんざし。石田一郎さん。町屋四丁目にお住まいの職人さんです。74歳になります。たまたま町屋地区2人になります。石田さんは町屋のお生まれでして、お父様、こちら元区指定無形文化財保持者の利重さんについて修業し、技術を修得しました。つまみの技術を生かして、彩り豊かな飾りのつまみかんざしを製作します。平成8年度登録された職人さんですが、今、都内につまみかんざしの職人は、もう数人しかいないといわれておりまして、大変貴重な技術でございます。職人教室ですとか、伝統技術展にもいつも参加していただいて、区の事業にも協力していただいております。こちらが保持者の石田一郎さんでございます。1年間にもう5～6回は地方のデパートですとか、江戸の伝統工芸を伝えるイベントに参加されている職人さんでございます。

以上が、登録文化財、指定文化財の候補の説明になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小池委員、どうぞ。

- 小池委員 大変すばらしい説明、どうもありがとうございました。

最初の日枝神社、素盞雄神社、これはどこにあるのか、それをちょっと教えていただきたいのが一つと、それから、きょうの図工の授業で版画をやったのです。あれはなかなかおもしろいと思いました。昔からあるような精密なものではないけれども、版画はどういうふうにつくられるかというプロセスがわかるような図工の授業だったので、きょう先生がおられるところで話せばよかったのだけど、なかなかいいなと思いましたよ。そういう版画に通ずるような図工の教え方が。子どもたちにもぜひ、この版画を見せてあげたいですね。

- 統括学芸員 また職人教室が秋にございますので、そのときに職人さんを派遣する予定でございますし、昨年度の「伝統に生きる」は、浮世絵の摺師の映像ですので、そちらも教材として利用していただければと思っております。

- 教育長 松崎さんに来てもらっているのですよね。

- 統括学芸員 松崎さんはよく参加してくださっていますし、お父様と2人で、伝統技術展にも出ていただいております。

それと、日枝神社の所在地ですが、南千住七丁目の川沿いにありまして、山王清兵衛という歯神、歯痛の神様が参道にある神社なのですね。汐入の方に向かう左手にあります。少し小さな神社です。

- 小池委員 千住大橋の手前の左側に下がったところですか。

- 統括学芸員 それは熊野神社だと思うのです。右手の方に曲がりますと、汐入小学校の南千住八丁目の方に向かう道がありまして、そこにドラッグストアのある奥のところに、素盞雄神社が管理している神社がございます、それが日枝神社になります。

- 小池委員 いわゆる歯神の神社の奥ですか。

- 統括学芸員 そうです。歯痛の神様がまつられている奥のところにあります。

- 小池委員 どうもありがとうございます。

- 教育長 ほかに小林先生、どうぞ。

- 小林委員 石田一郎さんですけども、つまみかんざしで、金色の鶴の小さい飾りですか、それをおつくりになっている方ですか。

- 統括学芸員 根付のようなものもおつくりになっていきますし、最近はイヤリングですとかブローチといった小物類をつくるときに、つまみかんざしの技術を使われております。外国にも派遣されています。

- 小林委員 そうですか。この根付ですけども、私も購入させていただいて、外国の方のプレゼントでお贈りすると、大変に喜ばれまして、その意味では、非常に国際性を持ったものな

のだなと思いました。

- 統括学芸員 そうですね。羽二重という非常に薄い絹の布を使うのですけれども、それをピンセットでうまくつまむ技術です。簡単そうに見えるのですが、非常に難しいものです。石田さんは、また独特の色合いといいますが、こちらの紫ですとか、ちょっと強めかなと思いますが、最近若い女性でもこういった色合いの髪飾りを使ったりとか、最近は着物ブームですので、またかんざしの方も売れているようでございます。

- 教育長 ほかにいかがでしょうか。

せっくなので、私から何点か。この延命院の文書というのは、新たに見つかったのですか、それとも前からあったけど、今回改めて有形文化財にしようということになったのですか。

- 統括学芸員 このところ、延命院の文化財登録が続いているかと思いますが、例えば絵馬を登録したときに、学芸員がお寺さんに伺ったときに、関係性がだんだんできてきて、調査をさせていただいたものです。26点あるということを確認したのは、ここ数年の間に確認したものでございます。

- 教育長 延命院さんとしては前から所蔵していたのだけど、荒川区の学芸員が調査できたのがつい最近ということですね。

- 統括学芸員 はい、そうですね。

- 教育長 わかりました。あと、つまみかんざしの戸村さんとは、別の流派ということでしょうか。

- 統括学芸員 そうです。戸村さんはお母様の戸村ひでさん、こちらも指定文化財ですが、ひでさんの技術を伝承しております。ひでさんは御主人から技術を修得しました。東京では花柳界もたくさんありましたので、多くのつまみかんざしの職人さんがいらしたようなのですが、今、荒川区で2名、新宿区、それから台東区に数名いると聞いております。

- 教育長 では、別の系統ということなのですね。

- 統括学芸員 系統は別です。

- 教育長 それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

- 教育長 では、報告了承とさせていただきます。

最後の件になります。「荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の中止について」を議題といたします。

漆畑生涯学習課長、説明をお願いします。

- 生涯学習課長 本件につきましては、伝統工芸技術の指導者より、荒川区伝統工芸技術継承者

育成支援事業の中止について申し出があったので、御報告するものでございます。

指導者は、荒川区登録無形文化財保持者の鍛金の長澤利久さんです。新規継承者は、三瓶由利奈さんです。

理由につきましては、この方は御自宅が川崎ということでとても遠く、通勤ですとか修業内容についても負担感がございまして、新規継承者からしばしば体調不良等を訴え、また遅刻等も多くなったといった状況がございました。

こういった状況の中で、指導者と新規継承者が話し合い、これ以上の継続は困難と判断して、修業を中止することといたしました。

現場実習を含む研修期間につきましては、本年1月から4月までの4カ月となっております。経過につきましては、記載のとおりとなっております、これによって備考欄に記載がありますが、現在の6名が弟子入りで修業中となっております。

備考の2番につきましては、補助内容としてこの事業についてこういった補助をしているか詳細を書かせていただきました。

報告については以上になります。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。せっかくやる気があって、後継者になろうという思いで入られたのにちょっと残念ですけど、また御健康が回復されて、環境が変わられたら、この支援事業に御参加されるかどうかはともかくとして、伝統工芸の後継者として何らかのかかわりを持っていただければいいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長 それでは、この件につきましても以上とさせていただきます。

予定しておりました事項は、以上となります。

事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○教育総務課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上をもちまして、教育委員会第10回定例会を閉会とさせていただきます。

—了—